



2013年1月7日 第2013-12号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 1月1日から 税制が変わりました

### 1. 復興特別所得税

東日本大震災から復興するため、「復興財源確保法」が2013年1月1日より施行されました。これにより**2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生じる所得**について、復興特別所得税が併せて徴収されます。(所得税が高くなります。)

$$\text{合計税率 (\%)} = \text{所得税率 (\%)} \times 102.1\% \text{ (復興特別所得税)}$$

所得税率に応じた合計税率

所得税率 (%)	5	10	20	23	33	40
合計税率 (%)	5.105	10.21	20.42	23.483	33.693	40.84

### 2. 給与所得控除

給与等の年収が1500万円を超える場合の給与所得控除が、245万円の定額となりました。

年 収	給与所得控除額
1,625,000円まで	650,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	年収×0.4
1,800,001円から 3,600,000円まで	年収×0.3+ 180,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	年収×0.2+ 540,000円
6,600,001円から10,000,000円まで	年収×0.1+1,200,000円
10,000,000円から15,000,000円まで	年収×0.05+1,700,000円
<b>15,000,000円以上</b>	<b>2,450,000円 (上限)</b>

### 3. 特定支出控除の見直し

「給与所得者の必要経費」として**給与支払者が証明した**、通勤費・転居費・研修費・資格取得費(特定支出という)の合計額が給与所得控除額(上記2.参照)を超えるときは、確定申告によりその超える金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる制度(税金が安くなる)があります。2013年分以後は以下の通り要件が緩和されました。

<特定支出の範囲> 下記①②を追加

- ①弁護士、公認会計士、税理士の資格取得費
- ②図書費、接待費、衣服費(②を合計して最高65万円まで)

<特定支出控除額の適用判定の基準額>

- 給与所得控除額を超えた場合に対象となる→ 下記①②を超えた場合に対象となる
- ①年収1,500万円以下は給与所得控除額×1/2
  - ②年収1,500万円超は125万円